

いじめによる重大事態に関する再調査報告書(抜粋)

第4章 今後講ずべき再発防止策(提言)

◆学校が講ずべき対策

1 いじめの正しい理解と認知

(1) 教職員の理解の徹底

国の基本方針には、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要であるとされている。この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となる「いじめ」に該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要とされている。

学校における全てのいじめ防止等のための対策を適切に実施するためには、まずは全ての教職員が、法に規定するいじめの定義では、他の生徒の行為を受けた生徒が心身の苦痛を感じた場合にはいじめに該当するといった、いわゆる社会通念上のいじめの範囲より極めて広いこと等を正しく理解する必要がある。また、いじめは、どの生徒にも起こりうるものであり、被害も加害も含むあらゆる状況において、いじめの正しい理解と認知が極めて重要である。

本件事案発生前の当該学校はいじめ防止基本方針(以下、『旧学校基本方針』という。)においては、いじめの定義や禁止が示されていたものの、教職員がいじめを広く認知すべきという判断基準や、いじめの実態に関する共通理解を促す具体的な記述は不十分であった。また、教職員への研修に関する言及も抽象的であり、いじめの認識を深めるための取組は限定的であった。

本件事案発生以降、学校は、教職員はいじめの認識向上に取り組んでいる。具体的には、学校基本方針を改訂し(以下、改訂後の学校基本方針を『新学校基本方針』という。)、教職員が持つべきいじめ問題についての基本認識として、いじめは誰にも起こり得る普遍的な問題であること、加害者・被害者だけでなく傍観者の存在がその発生や継続に大きく影響することなどが詳細に示され、教職員の共通理解の基礎としている。

また、年間計画に「教員研修(人権)」を明記し、いじめ防止、指導力向上、自死防止などいじめ認知に関連する専門的なテーマで外部講師を招いた講演会や研修を多数実施することと定めている。

これを踏まえ、本委員会は、学校が教職員はいじめの認識向上に向けた取組を推進していることを評価する。いじめの基本認識の明確化や研修機会の拡充は、従前の不十分な状況を改善する上で重要な一歩である。しかしながら、いじめの潜在性や複雑性、そして教職員個人の判断に委ねられた場合の重大なリスクを鑑みると、既存の取組をさらに進め、全ての教職員がいじめの兆候を見逃さず、常に適切な認識で対応できるよう、より実践的な認

知・判断能力を組織全体として継続的に強化していくことが不可欠である。したがって、以下の施策について提言する。

ア 法の定義に基づく「いじめ」の理解と実践的判断能力の徹底

当該学校が新学校基本方針で明記した基本認識が、全ての教職員の日々の実践において定着するよう、研修内容をさらに深化させる。

特に、生徒間の指導と称される言動や、部活動特有の閉鎖的な環境や厳格な上下関係において発生しやすいハラスメント行為が、重大ないじめにつながりうる具体的な事例を示し、教職員が法的定義に基づき的確に認知・判断できるスキルアップを行う。

イ いじめの多様な形態への理解と感度向上

いじめの多様な形態、特に教職員が見過ごしやすい、あるいは、その深刻性を特に認識すべき形態への理解促進を図る。具体的には、生徒間の性的なハラスメント、特に本件事案に見られたような同性間の性的ハラスメントにおいて、「ふざけていた」「じゃれあっていた」といった加害側の弁明が、被害者のSOSを見逃すことにつながらないように、その潜在的深刻性を深く認識する。

また、動画の撮影・共有といった行為の被害の深刻性、傍観者の存在や集団心理によって助長されるいじめの具体的な事例を深く学ぶ機会を設け、教職員個々の感度と多角的な視点から状況を把握する能力を向上させる。

加えて、生徒間で「ふざけ」として行われやすい「肩パン」などの行為も、相手の心身の苦痛を伴う場合はいじめに該当しうることを教職員が明確に理解する。

(2) 生徒への対応

学校における全てのいじめ防止等のための対策を適切に実施するためには、教職員のみならず、全生徒も法に規定するいじめの定義を正しく理解する必要がある。生徒には、行為者の意図に関わらず、他者の心身の苦痛を伴う言動はいじめであると判断されること、そして、いじめは決して許されないという認識を促すことが重要である。

当該学校は、旧学校基本方針において、生徒に対するいじめの理解促進は、普遍的な人権教育や道徳教育の範囲に留まっていた。いじめの深刻性や禁止を訴えるのみで、生徒自身がいじめの定義、多様な形態、そして、いじめの傍観者になった際にどう行動すべきかといった具体的認識を持つための教育内容や手法は不足していた。

新学校基本方針において、教職員間で共有すべきいじめの基本認識が詳細かつ具体的に記述された。これにより、生徒がいじめの本質的な側面を理解し、その防止に主体的に関わるための教育が、より具体的に実践できる基盤が整ったと言える。さらに、いじめ防止や人権、多様性などをテーマとする専門家による講演会が生徒向けにも多数実施されている。

このことを踏まえ、当該学校におけるこれまでの取組によって、いじめに関する生徒の理解と意識向上は一定程度進展しているものの、いじめの未然防止と早期解決を確実にするためには、全生徒が法に基づくいじめの定義、その多様な様態、そして深刻な結果に対する

認識をさらに深め、人権意識を醸成することが不可欠であると考え。

本件事案の背景には、部活動における人間関係の特殊性や集団心理、また、性的ハラスメントや動画の撮影・共有など、多岐にわたるいじめの形態に対する生徒の認識不足が認められた。これらを鑑みると、現状の取組に加えて、生徒自身がいじめの本質と多様なリスクをより深く認識し、主体的な意識改革と行動変容を促すことが重要である。

ア 法定義に基づく「いじめ」の概念と人権侵害としての深刻性の教育

全生徒に対し、法に規定するいじめの定義を正しく理解させ、「いじめは重大な人権侵害であり、決して許されない行為である」という認識を徹底する必要がある。いじめを行った者が負うべき責任や、いじめが刑事罰や不法行為、損害賠償責任の対象となりうることを示しながら具体的に教育する。

イ いじめの多様な形態とリスクに関する具体的理解

いじめは誰にも起こり得る普遍的な問題であることや、傍観者の存在が大きく影響するといった基本認識を前提に、いじめの多様な形態への理解を深める必要がある。

教職員がいじめの多様な形態、特に同性間の性的ハラスメントや、「ふざけ」と見過ごされがちな行為などの潜在的深刻性を深く理解していること(上記(1)教職員の理解の徹底 イ 参照)を前提に、生徒自身も、それらが重大ないじめにつながり、被害者の「命の尊厳」を脅かす極めて深刻な事態であることを認識し、自他を尊重し、すべての命を大切に教育を行う。

特に、本件の背景にあった部員間の性的ハラスメントや、動画の撮影・共有といった行為、また部活動特有の上下関係や閉鎖的な環境、そしてプレッシャーの中で生じやすい軋轢など、生徒が日常的に経験しうる具体的な事例を通じた教育を行う。こういった日常的な行為がエスカレートし、いじめにつながる危険性、そしてその先にある命の尊厳が失われる可能性について生徒が問題意識を持つような教育を行う。

ウ 体験型学習による共感力と行動変容の促進

当該学校は、いじめ問題を「自分事」として捉え、自らの行動を律し、他者に寄り添う態度を育成するため、事例やロールプレイを通じた体験的な学びの機会を設ける必要がある。具体的には、いじめの場面を想定したグループディスカッションやロールプレイを導入し、生徒がいじめの兆候に気づき、不安を抱えた友人への声かけができるように促すとともに、自身が困難な状況に陥った際に、学校内外の信頼できる大人(教師、スクールカウンセラー(以下、「SC」という)、保護者など)に助けを求めることの重要性を理解させる。

エ 相談体制の周知徹底

生徒に対し、自身の不安や悩みを抱え込まず、信頼できる大人や相談窓口に助けを求めることの重要性を教育する必要がある。このため、生徒が不安や悩みのサインを気軽に発信できるよう、学校内外の各種相談窓口や支援機関に関する情報を常に周知する

必要がある。その際、生徒が安心して相談できるよう、以下の具体的な工夫を凝らす。

- (ア) 生徒がいじめに関する相談を学校の中の誰に(例:担任、養護教諭、部活動顧問など)、どのような方法で(例:面談、手紙、メール、目安箱など)相談でき、相談を受けた学校側はどのような対応をとるのか(例:秘密の保持、関係者への聞き取り、支援チームでの検討など)、といった具体的な流れを例示する。これにより、生徒が見通しを持つことができ、相談するハードルを下げることも期待できる。
- (イ) 校内の専門職であるSCやスクールソーシャルワーカー(以下、「SSW」という)の専門性や、面談の申し込み方、相談内容の秘密保持について具体的に情報提供する。これにより、教員以外の専門的な相談先があることを明確に示し、生徒自身が自ら相談方法を選べるよう選択肢を広げる工夫を行う。
- (ウ) 外部の相談窓口相談することは、生徒にとっては勇気のいる行動であることも認識する。そのため、外部機関を紹介する際は、単なる窓口の名称紹介に止まらず、「どんな専門家が、どんな内容の相談に、どのように対応してくれる場所なのか」を具体的に紹介しておく。これにより、生徒が相談先に抱く不安を軽減し、相談のハードルを下げる配慮を行う。

これらの連絡先や利用方法を、生徒及び保護者に定期的に提供し、一人で抱え込まずに相談できる環境の整備を強化すべきである。

【参考】相談窓口

- ① 「子どもホットライン24」(福岡県)
年中無休・24時間体制で、生徒がいつでも相談でき、相談員が直接電話対応することにより、生徒の増幅した不安感や恐怖感等の思いの軽減や助言ができるようになっている。
- ② 「24時間子供SOSダイヤル」(文部科学省)
24時間全国どこからでも、夜間・休日を含めていつでもいじめやその他のSOSを簡単に相談することができ、通話料は無料となっている(全国統一ダイヤル)。
- ③ 「福岡県児童生徒の悩み相談窓口(LINE)」
いじめを含めた様々な悩みを、児童生徒がLINEにより相談員に相談できる。
- ④ 「福岡県いじめレスキューセンター」
学校外の立場から、いじめに悩む児童生徒とその保護者を支援するいじめ専用の相談窓口であり、相談対応だけでなく、いじめの解消に向けた学校との調整とその後のフォローアップまでを行う。

⑤「性暴力被害者支援センター・ふくおか」(福岡県・北九州市・福岡市)

性暴力の被害に遭われた方(性別は問わない)が安心して相談でき、医療面のケアを含め必要な支援を迅速にうけることができるよう設置された相談窓口であり、電話相談にて専門の相談員が対応する。

2 いじめを生まない環境づくりと連携体制の確立

(1) 予防教育

いじめ、性暴力、自殺といった生徒指導上の課題への対応について、生徒指導提要(令和4年12月文部科学省)では、事後的な対応ではなく「特に常態的・先行的(プロアクティブ)な生徒指導の創意工夫が一層必要になる」と考えられている。具体的には、「共生社会の一員となるための市民性教育・人権教育等の推進などの日常的な教育活動を通して、全ての児童生徒の発達を支える働きかけ」である発達支持的生徒指導と、「全ての児童生徒を対象に、生徒指導の諸課題の未然防止をねらいとした、意図的・組織的・系統的な教育プログラムの実施」を行う未然防止教育の実施である。

当該学校調査報告書では、いじめを生まないための取組として「いじめや人権に関する講演会の実施」が記載されている。また、校長の特別事業によって生徒に命の大切さを伝えるとされている。

しかしながら、これらの取組だけでは不十分であり、より実効性のある予防策を講じる必要がある。

まず、発達支持的生徒指導の中でも行われるソーシャル・エモーショナル・ラーニング(社会性と情動の学習)といった生徒の社会性の発達を支援するプログラムを全生徒対象に実施することで、互恵的関係の構築が期待できる。こうした活動により、ハイリスク(困難を抱え、支援が必要となる可能性が高い)の生徒にとっては、直接援助希求のスキルの向上に繋がるとともに、他の生徒の他者理解が促進されることで、ハイリスクの生徒の様子に気づいたり、声を掛けたりすることができるようになることが期待される。こうした関係づくりによって、相談しやすい学校風土の醸成にもつながる。

加えて、未然防止教育のように、生徒指導の諸課題をテーマとする教育プログラムの実施も必要である。具体的には、自殺の未然防止を目指した取組として、「SOS の出し方に関する教育を含む自殺予防教育」、性犯罪・性暴力に対する取組として「生命(いのち)の安全教育」がある。そのうち、「生命(いのち)の安全教育」については、令和3年に文部科学省が内閣府と連携し、教材及び指導の手引き等を作成しウェブ公開している。学校種ごとに掲載されている必要なスライドや動画教材、指導案などを活用することも可能であろう。当該学校は、こうした予防教育を年間計画に位置づけ、計画的な実施を行い、いじめ、性暴力、自殺の未然防止に努めてもらいたい。

(2) 相談しやすい体制づくり(早期発見に向けた積極的な働きかけと話しやすい雰囲気 の醸成)

生徒指導提要によると、「課題早期発見対応では、課題の予兆行動が見られたり、問題行

動のリスクが高まったりするなど、気になる一部の児童生徒を対象に、深刻な問題に発展しないように、初期の段階で諸課題を発見し、対応」することが述べられている。「特に、早期発見では、いじめアンケートのような質問紙に基づくスクリーニングテストや、SC、SSW を交えたスクリーニング会議によって気になる児童生徒を早期に見出して、指導・援助につなげる」ことが示されている。

当該学校は、重大事態発生前は、「学校生活アンケート」を年2回(6月と11月)実施していたが、生徒自身がいじめと認識しにくく、被害を包括的に捉えにくい形式となっていたり、部活動内でのいじめや人間関係に関する質問が不足していたりした。また、その他の情報収集の不足により、生徒のSOS(いじめ被害、希死念慮、ストレスなど)を早期に発見することができなかった。

本件事案発生後、当該学校では令和5年度からハイパーQUを年2回実施し、これを基にした2者面談を行っている。また、早期発見の取組として校長への相談窓口の設置、寮生を対象としたSCによる教育相談の実施(年1回)なども行われている。

本件事案後、早期発見の充実を図り、ハイパーQUの実施、SCとの教育相談の実施などを具体的に行っていることは評価できる。今後は、さらに具体的な施策として取組を充実してほしい。

ア アンケートを用いた早期発見のための取組の充実

本件事案発生前に行われていた「学校生活アンケート」は、いじめの早期発見のためのツールとしての一定の機能を有していたものの、その質問項目には不十分な点が見られた。現在当該学校で実施されている「ハイパーQU」は、生徒の背景にある心理状態や人間関係、学級環境の把握に優れた機能を持つが、具体的なSOSサイン、とりわけいじめの行為内容、性暴力、希死念慮(自殺の危険性の高まり)といった具体的な問題の発生状況を直接的に把握するための項目は限定的である。

したがって、今後はハイパーQUの継続的な活用と、そこから得られるデータに基づいたきめ細かなフォローアップを継続するとともに、これに加え、生徒のSOSサイン(いじめの具体的な行為内容、性暴力、希死念慮など)を早期に発見できるよう、これらの問題に特化した質問項目を別途検討し、必要に応じて「生徒の困りごとに関する実態調査」や「特定の問題に関するアンケート」として定期的の実施することを求めたい。これにより、ハイパーQUで得られる心理的兆候と、具体的な問題の発生状況という両側面からのアプローチが可能となり、生徒のSOSサインのさらなる早期発見に資すると考える。

また、生徒のSOS(いじめ、自殺、性暴力)のサインは、いつどのような形で表れるかわからない。そのため、日々のストレスチェックを行い、教師からは見えない生徒の心の変化を見逃さない仕組みも必要である。例えば、日々のストレスや心身の状態をチェックする「心の健康観察」を取り入れることも考えられる。こうした日々の変化や生徒のSOSのサインは、学校外で表出されることも考えられる。そのため、生徒だけではなく、保護者を対象とした同様のアンケートを実施し、早期発見につなげたい。なお、いじめや性被害、希死念慮に関するアンケートの回答が、他人に漏れることがないように、タブレット

を用いて実施し、秘密性が高い環境で回答できるような配慮も必要である。

イ SCや養護教諭との関係づくりと相談窓口の強化

学級担任や部活動顧問だけではなく、SCや養護教諭が生徒のSOSを受け止める窓口となることは、課題の早期発見において有効であろう。しかし、SCや養護教諭が窓口となったとしても、生徒との関係性が希薄な場合は直接的な相談に結びつかないことは容易に想像できる。そのため、生徒が気軽にSCや養護教諭と話ができるような関係づくりを行うことも大切である。例えば、高校入学時に、SCが生徒全員と面接を行う機会を設けたり、予防教育を実施する際にSCと養護教諭が授業に参加したりして、生徒と関わる機会を増やすことなどが考えられる。

また、相談のきっかけづくりとして、いじめ、性暴力、自殺といったテーマごとに教育相談期間を設けて、生徒に対して積極的な啓発をすることも有効であろう。いじめ、性暴力、自殺といった内容は、あまり触れてはいけな内容と思われがちであるが、そうした雰囲気こそが相談しづらい環境を醸成しているため、教職員全員で、相談しやすい環境づくりを整える必要がある。

ウ 相談しやすい雰囲気の醸成

加えて、普段から生徒と教職員が気軽に話し合える関係づくりが重要なことは言うまでもない。そのため、教員は日ごろから生徒に積極的に声をかけ、関係づくりに励みたい。

また、アンケートや教育相談といった機会を設けていたとしても、本件事案対象生徒のように、自分の悩みなどを開示すること自体が少ない生徒が一定数いることも十分理解しておく必要がある。特にそのような生徒に対しては、教職員一人ひとりが、日々の行動や表情、生活の変化に細やかにアンテナを張り、生徒一人ひとりの状況に合わせた関わり方を模索することが不可欠である。

さらに、個々の生徒がどのような家庭環境で育ち、どのような価値観を持って日々生活しているのか等、生徒一人ひとりに対して個別化の視点を持って日々コミュニケーションをとることも重要である。教育相談の質を高めるためには、日々の生徒とのコミュニケーションの中で、生徒の発する言葉を傾聴する姿勢を基本とし、日頃から信頼関係を築いておくことも、いじめの兆候を見逃さないための教職員側の姿勢として忘れてはならない。

ただし、関わり方によっては、生徒との関係が悪化することも考えられる。特に、生徒がSOSのサインを表出した際の対応は、その後に大きく影響しかねない。教職員は、教職員研修を通して、いじめ、性暴力、自殺に関する理解を深めるとともに、生徒との適切な関わり方を身に付けられるように研鑽を積んでもらいたい。

(3) 保護者との連携

いじめの未然防止及び早期発見のためには、学校だけの取組には限界があり、保護者と

の密接な連携が不可欠である。学校は生徒の学校生活の状況を、保護者は家庭での様子を把握しているという、それぞれの立場から得られる情報が、いじめの兆候や背景を多角的に捉える上で極めて重要である。

このため、学校と保護者は、いじめやいじめの重大化に繋がりにかねない出来事等について、密接な相互の情報共有体制を構築しておく必要がある。いじめは、普段仲良く過ごしているように見える生徒の間や、学校や教職員の見えないところで起きることも多く、生徒が抱える悩みや SOS サインを見逃さないためにも、家庭での生徒の些細な変化を保護者が把握し、学校に積極的に情報提供することが不可欠である。学校もまた、収集したいじめに関する情報を適切に保護者に提供し、連携を図るべきである。

そのためには、保護者をいじめ対策の重要なパートナーと位置づけ、学校と保護者間のより積極的かつ体系的な情報共有と協働体制の構築が不可欠であり、保護者自身のいじめに対する理解の深化と、家庭での生徒の様子に関する早期の兆候把握を促すための施策が必要である。

3 いじめが起こった際の組織的対応

いじめは教職員個人の力では解決できず、学校組織として対応することが不可欠である。いじめに関する情報は、個々人で抱え込まず、迅速かつ多角的に教職員間で共有・分析し、適切に判断した上で、組織として迅速に事案へ介入し、対処することで、いじめの兆候を見逃さず、事態の深刻化を未然に防ぎ、生徒が安心して学校生活を送れる環境を保障する必要がある。

旧学校基本方針では、いじめが明確に表面化した後の情報共有と対処について言及があったものの、教職員がいじめの兆候段階から情報を共有し、組織として介入する具体的なルールは不十分であった。特に、本件事案においては、教職員が、いじめの訴えを個人の判断で抱え込み、組織への報告を見送ったことで、学校全体としての迅速な介入機会を逸するという深刻な事態を招いた。このような場合の、情報共有のためのツールや、いじめに関する情報を個人が抱え込まずに共有できるような組織文化への言及も乏しく、いじめに関する情報が個々に留まり、学校全体で共有・活用されない、あるいは介入に繋がらないリスクを抱えていた。

本件事案発生以降、当該学校は、これらの課題を改善し、情報の組織的な共有と活用に向けた取組を以下のとおり実施している。

○情報共有の原則強化と早期化

いじめの認知は、特定の教職員個人の判断に任せることなく、学校全体として行うべきとの理念が明確化された。いじめの「疑い」がある段階から、いじめ防止対策委員会への連絡と、管理職(校長)への即時報告が義務付けられ、情報共有のタイミングがより早い段階から行われるようになった。部活動内の情報共有についても、顧問(指導者)個人の判断に任せず、部活動内で問題を抱え込まない原則が徹底され、組織(生徒指導部や管理職など)への相談が明確に示された。

○いじめ関連組織体制の強化と役割明確化

本件事案発生前は、常設の「いじめ対策委員会」がいじめ事件発生時の対応を、また「いじめ対策特別委員会」が情報の確認・検証・判断を担っていたが、いじめの疑い段階からの組織的対応や、事案対処の実働の具体的方法には課題があった。本件事案発生以降、以下の強化が行われた。

- ・ 従来あった「いじめ対策委員会」を「いじめ防止対策委員会」に改称し、いじめの兆候や疑いのある段階から積極的に情報集約を行い、初期対応を担う中心的な組織としての役割を強化した。これにより、いじめが深刻化する前の段階での迅速な対応を目指している。
- ・ 新たに「いじめ対応チーム」を設置した。このチームは、いじめが認知された具体的ないじめ事案に対して、迅速に調査を行い、必要な指導や被害生徒・加害生徒への支援、保護者への対応などを進める実働部隊としての機能を担う。
- ・ 「いじめ対策特別委員会」は、校長を含む管理職層が多数参加する形となり、学校の最高意思決定機関として、いじめに関する重要な判断を行う。さらに、SC、SSW、弁護士といった外部の専門家も積極的に招聘することで、いじめ事案に対してより多角的かつ専門的な視点からの分析・判断を可能にし、組織的な意思決定の質を高めている。

当該学校がいじめ事案への組織的対応と迅速な介入に向けた取組を強化していることは評価される。特に、個人の抱え込みを防ぎ、組織全体で情報を共有・活用し、介入する仕組みが多角的に意欲的に導入・運用されていることは、早期介入体制において重要な取組である。

しかしながら、いじめは潜在化し、その兆候が断片的にしか現れない性質を持つため、これらの優れた仕組みを全ての教職員が最大限に活用し、組織としての対応が確実に機能し続けるための継続的な努力が不可欠である。本件事案の教訓を鑑みると、いじめに関する情報が個人の判断で止まることなく、迅速かつ的確に共有・分析・判断され、その後の組織的な介入が確実に行われるよう、進行中の取組を継続的に発展させ、絶えず見直しを行うことで、常に実効性が最大限に確保されることが重要である。

いじめの疑い段階からの即時報告義務や、部活動内で問題を抱え込まない原則が、全ての教職員(非常勤職員や部活動指導員を含む)に確実に浸透し、日々の実践として定着するよう、定期的な研修等を通じて周知徹底を図る。また、いじめ防止対策委員会を中核とする情報集約・分析・判断体制が、本件のような事案においてもその機能が確実に発揮されるよう、継続的な検証と改善を行う。

さらに、いじめが組織的に認知・判断された後、学校が構築すべき組織体制(いじめ防止対策委員会、いじめ対応チーム、いじめ対策特別委員会など)の役割と連携を全ての教職員が正確に理解し、個々の教職員が抱え込まず、速やかに組織として介入・対処するプロセスを明確化し、研修等を通じて実践できるようにする必要がある。

4 いじめが起こった後の関係生徒及びその保護者への継続的な個別支援とケア

いじめは、関係する全ての生徒の心身に深刻な影響を及ぼし、その後の成長に大きな影を落とす可能性がある。そのため、いじめが認知された際には、個々の生徒の状況に応じた、継続的かつきめ細かな個別支援とケアが不可欠である。

いじめを受けた生徒に対しては、安全・安心な居場所の確保を最優先とし、心のケアや学習支援を含めた多角的なサポートを専門家と連携して行う必要がある。一方、いじめを行った生徒に対しては、自身の行為が相手に与えた苦痛を深く認識させ、責任を自覚させるとともに、健全な人間関係を築けるよう指導し、立ち直りを支援しなければならない。

本件事案において、旧学校基本方針にもいじめ事件発生後の関係生徒全般へのアフターフォローを行うことが言及されていたものの、対象生徒への支援は十分になされなかった。

特に、対象生徒から顧問へいじめを訴えた際、顧問が管理職への報告を見送ったことで、学校組織としての適切な対応ができなかった。

対象生徒は、希死念慮を訴えるほどの精神的危機に瀕していたにもかかわらず、その心のケアや安全確保に繋がる専門的・継続的な支援は全く講じられなかった。いじめを行った生徒への指導も、自身の行為が相手に与えた苦痛を深く認識させる具体的なものではなく、「二度と嫌がらせを行わない」「普段通りに接する」といった形式的な指導に留まった。

これらの事実から、いじめ認知後の個別支援体制は、その具体的な内容、専門性、継続性のいずれにおいても課題が山積しており、生徒一人ひとりの心理的・環境的背景への多面的なアセスメントも十分に機能していたとは言えない。結果として、対象生徒への効果的な個別支援は行われなかったと評価せざるを得ない。当該学校は、いじめ認知後の関係生徒への継続的な個別支援とケアを実効的なものとするため、以下の点に留意すべきである。

ア 生徒指導提要に基づく組織的対応と個別ケア計画の策定

いじめを受けた生徒の安全確保を最優先とし、生徒指導提要に示される「4.3.4 重大事態に発展させない困難課題対応的生徒指導の実際」の考え方にに基づき、適切に対応する。

特に、いじめの問題が複雑化し、対応が難しくなりがちなケースについては、できるだけ早い段階から SC や SSW 等を交えたケース会議で丁寧なアセスメントを行い、多角的な視点から組織的対応を進める。ケース会議においては、いじめの背景にある人間関係、いじめを受けた児童生徒の心身の傷つきの程度、加害行為の背景、いじめを行った生徒の抱える課題等の分析(整理)を行い、いじめを受けた生徒への援助方針及びいじめを行った生徒への指導方針、周囲の生徒への働きかけの方針についてのプランニングを行う。

イ 指導・援助プランの実施と継続的見守り

策定されたプランに基づき、対象生徒及び保護者に対して、確認された事実、指導・援助方針等について説明し、同意を得た上で、指導・援助を実施する。

○いじめを受けた生徒への援助

国の基本方針に沿った支援として、カウンセリング等による継続的なケア、学習支援、安心して学校生活を送ることができる居場所の提供を実施する。また、必要に応じて医療機関や外部機関との連携も図る。

○いじめを行った生徒への指導・援助

いじめを受けた生徒の苦痛を認識させて十分な反省を促すとともに、その保護者にもいじめの事実を正確に説明し、学校と協力して、成長支援という視点を持ちながら指導することが求められる。個々の生徒の状況に応じた丁寧な指導を通じて、自己を見つめさせ、自らの行動に責任を持ち、規範意識を醸成する。その過程においては、いじめ行為に至った背景にある、本人を取り巻く環境や心理的な要因にも目を向け、必要に応じて専門家と連携した援助を行うことも重要である。

その際、いじめを行った生徒からいじめを受けた生徒への謝罪については、表層的なものとならないよう細心の注意を払う。謝罪の場には必ず教職員が立ち会い、いじめを行った生徒が謝罪の本質的な意味(自らの行為の非を認め、被害者の苦痛を理解し、再発防止を誓うこと)について深く理解しているか等についても十分な指導支援を加える。特に、今回のような事案では、いじめが発生しやすい集団の空気や、それに加害側が安易に乗じてしまった背景にも着目し、単なる個人への指導に留まらず、集団としての規範意識の再構築と、いじめを許さない環境づくりの重要性も伝える指導を徹底する。

○周囲の生徒への働きかけ

いじめは、加害者と被害者だけの問題ではなく、周囲の生徒にも大きな影響を与えるものである。いじめが起きた集団全体(特に部活動など)に対しても、適切な指導を行う。具体的には、「いじめを容認しない」という強いメッセージを明確に伝えるとともに、傍観者となりうる生徒や、いじめと同様の行為を受けていた可能性のある生徒など、個々の状況に応じた必要なケアやカウンセリング等を行い、集団全体の規範意識の向上と、いじめを許さない環境づくりを促進する。

○状況に応じた見守りの継続

いじめが止んだと見られた後も、丁寧な見守りを継続的に実施する。いじめを受けた生徒及び保護者への経過報告と心理的状态の把握等を含むものとし、その期間は、個々の状況と変化に応じて必要と判断される限り継続すべきである。

5 運動部活動の抜本的な組織改革

運動部活動は、生徒の自主的、自律的な活動として豊かな人間性や社会性を育む学校教育の一環である。指導者は、生徒の心身の健康や安全の確保を最優先とし、生徒が自

ら考え、判断し、行動できるよう主体的な活動を促す指導原則を徹底しなければならない。

また、体罰及びハラスメントはいかなる理由があっても決して許されず、指導者をはじめ関係者全員がその事実を認識し、根絶を徹底する必要がある。

部活動の運営・指導は、顧問の教員だけに運営、指導を任せるのではなく、学校組織全体で運動部活動の目標、指導の在り方を考えるべきであり、健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育むためのバランスのとれた運営と指導こそが、部活動指導に求められる姿である。

しかしながら、本件事案では、学校の部活動運営においていじめの発生と深刻化を避けなかった深刻な問題が露呈した。学校組織全体として部活動に関するいじめ防止や適切な指導に対する認識が薄く、部活動という集団が持つ閉鎖性や他者の目が届きにくい状況が見受けられた。

これらの課題は、部活動が安全で健全な教育活動として機能するために、指導内容の抜本的な改善、そして学校組織による監督機能の確立が喫緊の課題であることを示している。

(1) 部活動指導内容の改善

教職員の指導は、たとえ本人にとって善意や熱意に基づくものであったとしても、以下のようにいじめを助長する環境を作り出しまうと指摘する専門家もいる。

○教職員の不適切な指導と生徒の規範形成への影響

指導者が過度な叱責、他の生徒の面前での叱責、あるいは高圧的な指導を「生徒指導」として行うことは、生徒たちに「正当な理由があれば、特定の生徒に対し精神的・集団的な制裁を加えても許される」という誤った倫理観や規範意識を植え付けかねない。また、特定の生徒に指導が過度に集中する状況は、指導者の意図とは別に、集団の側に「あの生徒は責められても仕方がない」といった認識を広め、特定の生徒への排斥や攻撃を許容する同調圧力を生み出してしまう危険性がある。

○教職員からのストレスが生徒間のいじめへと転嫁されるリスク

学校という閉鎖的な空間において、教職員による不適切な指導が生徒に多大なストレスを与える原因となる。例えば、大人同士の間では不適切とされるような一方的な叱責や威圧的言動が「生徒指導」の名のもとに行われたり、生徒の健全な育成に必ずしも必要とは言えない、あるいは合理性を欠くようなルールが運用されたりすることが挙げられる。このように教職員から与えられたストレスは、生徒間での「いじめ」という形で発散され得る可能性がある。

このような影響は、本件における部活動でも及んでいた可能性がある。

具体的には、生徒の主体性を尊重する指導原則が守られず、顧問による一方的な叱責や威圧的言動といった、生徒の主体性を尊重しない言動が見られたことがある。このこ

とは、部員全体に大きなストレスを与え、顧問が強い影響力を持つ雰囲気醸成した可能性がある。また、部活動内で実施されていた「 ノート」の運用をみても、生徒の内省や主体的な成長を促す当初の目的から逸脱し、提出しなかった際に叱責を受け、練習への参加が認められない場合があるなど、実質的に管理・評価の手段として機能するなどしていた。

本件事案発生前は、これらの問題意識に基づく体系的な研修や指導ガイドラインの整備が不十分であり、教職員個人の裁量に任される部分が大きかった。これを踏まえ、当該学校は主に以下のような取組を進めている。

○教職員向け「生徒への生活指導に関するガイドライン」の整備

このガイドラインでは、体罰(暴言)の厳禁や部活動指導における注意点に加え、「重大事態再発防止策」や「いじめに対する学校の姿勢」が明記されており、体罰のない指導及びハラスメント防止に向けた意識の共有と具体的な行動規範の確立を図っている。年度初めの職員会議にてその内容を周知している。

○体罰・ハラスメント防止と指導スキルの向上

「体罰のない指導法」「コーチング」「スポーツ心理」に関する専門家を招聘しての研修を実施している。顧問だけでなく外部コーチも研修に参加させ、実践的な指導スキルの向上と定着を図っている。

○対話重視と分け隔てのない部活動運営

顧問と生徒が対話しやすい環境を構築し、勝利至上主義ではないことを教職員と生徒間で常に確認することで、人間教育としての部活動の周知徹底を図っている。その一環として、教職員を対象とした顧問会議において研修を実施し、部活動における人間形成や指導力向上を目的とした競技以外の内容について指導・情報共有を行っている。

また、生徒主体の部活動運営を推進しており、そのための具体的な取組として、「クラブ主将会議」を実施している。この会議には各クラブの主将と主務の生徒が参加し、学校の部活動指針の確認や、生徒が主体的に部活動を運営するためのリーダーシップ研修が行われている。その内容は、各スポーツ団体や日本オリンピック委員会(JOC)等が提示する指導者・リーダー研修の内容を生徒向けにアレンジしたものである。会議後、主将・主務の生徒がクラブ主将会議で得た内容を各部員へ伝達・実践できるよう、顧問に対して伝達の場の設定を依頼し、部全体での周知と浸透を図っている。

○部活動で使用する指導ツールの運用の再確認

本件事案を鑑み、学校は全部活動を対象に、本件事案における「 ノート」に類似した指導ツール(例えば「振り返りノート」など)の使用状況を点検した。本報告書作成時点においても、大部分の部活動で運用が継続されている。学校は、部活動顧問会議等

を通じて、これらの指導ツールが生徒から顧問への報告ではなく、生徒自身の振り返りや課題解決のためのツールであること、また提出は必須ではなく任意であることを確認・周知している。指導ツールの教育的有用性を認識した上で、今後も慎重に活用する方針である。

学校は既に、教職員を対象とした専門的な研修の継続的な実施、部活動運営における対話重視や人間教育の推進、生徒の自主性・主体性を育むための具体的な取組など、多岐にわたる努力を通じて指導の質の向上とハラスメント防止に努めている。引き続き文部科学省の「運動部活動での指導のガイドライン」に示される、生徒の自主性・自律性を尊重する指導原則を全ての教職員・部活動指導員に改めて徹底してほしい。

また、研修内容を、本件事案で明らかになった部活動特有の課題、特に教職員の指導が意図せず生徒の規範意識を歪め、集団内のいじめを誘発・助長する環境を生み出すリスク(例えば、過度な叱責や練習への不当な参加制限、ストレスを与える指導が生徒間のいじめという形で転嫁される、特定生徒への集中した指導が集団からの攻撃を正当化する誤った論理を与える、又は排他的な同調圧力を生み出すなど)の理解を深める内容を取り入れる。

さらに、部活動で使用される指導ツール全般については、現在の点検状況を踏まえ、その導入目的と実際の運用状況を継続的に検証し、適切な運用を図ることを求める。具体的には、生徒の内発的な学びや自己評価を支援する活用方法を確立するとともに、懲罰的・管理的な手段として二度と機能することがないように、運用方法を定めること。また、この運用が形骸化しないよう、引き続き定期的な点検と改善に努めることも不可欠である。

(2) 部活動運営体制の健全化と学校組織による監督機能の確立

部活動で起きたいじめについて管理職に報告がされなかったように、部活動運営体制と管理に関する課題は、部活動が「顧問任せ」となる閉鎖的な運営を助長し、問題の発見・解決を遅らせた。当該学校は、部活動に所属する生徒が、顧問以外の教職員に相談しにくい雰囲気や課題と捉え、部活動顧問への過度な依存を避け、他の教職員との連携を強化し、組織的なサポート体制の構築を目指している。具体的な取組は以下のとおりである。

○いじめの早期発見と組織的対応のための報告義務の明確化

当該学校は、いじめの早期発見と組織的対応を最優先事項の一つとし、部活動に起因した事案を含む報告義務を明確化した。具体的には、新学校基本方針において、教職員(部活動指導員含む)はいじめ行為を発見した場合は、基本的流れに沿って速やかに対応し、管理職(校長)に即座に報告することを明確に定めた。特に部活動におけるいじめについて、部活動顧問には、その場でいじめを止めるとともに、直ちにいじめ防止対策委員会に連絡し、組織的に対応を行うことを新たに明記している。部活動内で生じたいじめや人間関係上のトラブル、生活指導上の問題については、顧問が単独で解決しようとせず、生徒指導部や学年、管理職に相談するよう徹底することとした。

○顧問以外の教職員による関与の徹底

教科担当、担任、部活動顧問はそれぞれ責務を果たす指導を行うとし、部活動指導者の影響力に依存せず、教職員間での密な相談・連携を図っている。具体的には、学級編成時には、部活動顧問がクラス担任となる偏りを極力避けるよう配慮すること、また、担任が部活動顧問の影響力に左右されない指導を行うよう、管理職及び学年主任が中心となり、担任よりも部活動顧問の影響力が強いといった学校風土をなくす共通認識の醸成に細心の注意を払うとしている。

○生徒情報の共有強化といじめ防止環境の整備

二者面談、三者面談、SC 相談等で得られた生徒の情報及び、気になる情報を蓄積し、全教職員で共有できるシステムの構築と運用を進めている。健康推進室、担任、生徒指導部、部活動顧問など、内容に応じて関係する教職員が連携・共有し、生徒への対応を行う体制を強化している。これらの情報共有は、情報共有ツールの活用により、迅速に行うこととしている。

また、いわゆる「いじり」のない先輩後輩関係づくりに向けた環境づくりを目指し、入学時に全部員対象に部活動内でのルール確認と周知を図るため、「いじめ」「いじり」の定義・具体例の明示とルールの徹底、生徒対象の「いじめ防止」研修会を実施している。

○生徒による多様な意見表明

生徒が抱える様々な悩みの深刻化を未然に防ぐため、オンラインフォームを活用した相談窓口を導入・活用している。この相談窓口は健康推進室が中心となって運用しており、生徒は匿名での相談も可能である。匿名相談の場合、教員間で情報を共有し、必要に応じて注意喚起等に活用される。

一方、記名での相談があった場合は、校長・教頭・健康推進室が連携して対応手段を検討し、相談者への直接的な回答や対応が行われる。

また、「部員による部活動運営評価制度」を実施しており、生徒からの声をその運営に取り入れている。

以上のとおり、当該学校は、本件事案を踏まえ、教職員の連携強化、生徒情報の共有化、生徒からの意見吸い上げといった多岐にわたる具体的な取組を進めており、これらの取組は、部活動運営体制の健全化と学校組織による監督機能の確立に向けた着実な一歩である。

部活動運営評価制度の実施にあたっては、単なる現状把握に留まらず、その評価結果を各部活動顧問へのフィードバック、指導内容の改善、教職員研修への反映、さらには管理職による部活動運営全体の監督機能強化に資するよう、実効性のある活用方法について熟考し、明確な運用方針を策定することを求める。これにより、学校が目指す「顧問任せ」ではない組織的な部活動運営体制の確立を、より確実なものとするのが期待される。

(3) 寮運営の適正化

部活動・寮といった閉鎖的な環境に対して、当該学校が適切にリスク管理及び管理監督を怠ったため、生徒の SOS やいじめの兆候が外部から把握されず、問題の発見・介入を困難にしていた。

具体的には、いじめ行為が発生していた時期、対象生徒が入寮していた寮の運営は学校の直接的な監督下に置かれず、その管理が寮監と部活動顧問に過度に委任されており、特に学校と寮の所有者(寮監)の契約形態が「建物賃貸借契約」(寮監が個人で所有する土地と建物が、学校寮として使われていた)に留まることで、生徒の生活・安全・人間関係に対する学校の直接的な管理・監督責任が希薄となっていた。

また、入寮審査も顧問と寮監の一存で行われるなど、学校による実質的な関与が不足しており、寮日報制度も、寮監による問題認識不足と学校側のチェック体制の欠如により、いじめの兆候を含む潜在的な問題把握ツールとして実効性を欠いていた。

学校は、本件事案発生後、寮生活における生徒の安全確保と相談体制の強化を重要課題と位置づけ、その運営体制を抜本的に見直した。

まず、令和4年4月1日付けで、正式な寮管理業務委託契約へと移行した。これにより、業務内容に、生徒の安全管理や常駐管理者の配置など、学校寮として定めておくべき内容が明確に盛り込まれることとなり、管理運営における責任の明確化が行われた。

寮生活においては、入寮・退寮に関するルール、届出、寮の統一ルールの作成と周知を図り、特に退寮時には理由等のヒアリングを行い、いじめやトラブルがないかを確認することとした。また、SCによる全寮生への面談を実施するなど、寮生への手厚いサポートの提供を開始している。

さらに、寮運営体制の強化のため、寮日報により収集した情報を情報共有ツールで関係教職員と共有するなど、迅速な情報連携に努めている。

以上の取組は、寮生活における生徒の安全確保と相談体制の強化を課題と位置づけ、寮における生徒の安全と健全な育成環境の確保に向けた努力がなされている。これらの取組に加え、以下について提言する。

ア 寮生活における相談体制の継続的な実施と周知の徹底

寮生が困りごとを抱えた際に、顧問や寮監といった直接的な関係者だけでなく、担任、保健室、生徒指導部、SCなど、多様な教職員や専門機関へ相談しやすい環境について、引き続き整備・強化することを強く求める。特に、それらの相談窓口の存在を定期的に寮生全員に周知し、「顧問に知られると部活動で試合に出してもらえないかもしれない」「印象が悪くなるのでは」といった部活動生特有の不安から相談を躊躇しないよう、相談内容のプライバシー保護と守秘義務を徹底し、相談者が不利益を被ることなく安心して話せる第三者性が確保されていることを明確に明示する必要がある。

イ 寮生活に関する生徒の声の把握と運営への反映

寮生活における生徒の主体性を尊重し、その声を寮運営に反映させるため、前述の部

活動運営評価制度に準ずる形で、寮運営に関する生徒アンケートを定期的実施することを提言する。アンケートを通じて寮生活の実態や生徒の意見・要望を把握し、その結果を運営改善に活かすとともに、結果の概要を寮生にフィードバックする仕組みを導入することで、透明性の高い運営を目指すべきである。

ウ 寮管理者と学校管理職による定期的な連携・監督体制の強化

学校としての監督責任を果たすため、寮日報等の情報共有に加え、寮管理者(業務委託先の常駐管理者等)と学校の管理職(校長、教頭、生徒指導主事など)による情報交換の機会を設けることを提言する。これにより、寮運営の課題、寮生の状態、トラブルの有無などについて詳細な報告と議論を継続的に行い、学校全体としての寮運営への監督機能を実効性あるものとする。

6 学校における自死予防

文部科学省「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」には、学校における自死予防は「予防活動」「危機対応」「事後対応」の3段階に分けられ、日頃から自死を防ぐための校内体制を築くことや、危機対応の際に組織的対応ができるように準備をしておくことの必要性が記載されている。

(1) 予防活動

ア 校内の環境づくり

「自殺予防のための教育相談体制」として、上述の「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」には、「自殺予防は、校内の教育相談体制を基盤に専門機関の協力を得ながら、全教職員によって組織的に進めることではじめて可能となる」と記されている。つまり、一人だけで対応するのではなく、校務分掌や教育体制で教職員一人ひとりが役割を認識し、チームでの対応が必須である。

本件事案では顧問が一人に対応しており、担任、学年教諭、養護教諭、及びSC等と連携はなされなかった。また、家庭背景の複雑さが窺えたが、それに対する対象生徒の精神的負担に対する支援や専門家・専門機関との連携についてもなされなかった。

本件事案後は、SCが2名体制・各週2日勤務となり、生徒の心理面の支援について教職員が専門家に助言を求めることができる機会が増えた。また、SSWが1名、週1日新規配置されたことで福祉的な視点から環境面への支援についても専門的な助言を得られる体制になった。これは、心理面の支援はもちろん、複数の専門家が言及している「死にたい思いを抱える生徒」の家庭への支援も行うことができる体制となっている。現在、SCやSSWが、教員に報告すべきと判断した内容については、教員も把握することができる環境となっている。

校内の相談体制を整えることに加えて、危機対応に備えた地域の専門機関の情報を集めておくことも重要である。上述したように、自死予防は学校のみで完結されるものではない。危機的状況になってから、専門機関を探していたのでは、対応が遅れてしまう。

そうならないためにも、日頃から社会資源の情報を集めておくこと、そして、それを教職員間で共有する機会を持つことも自死予防には欠かせない。今後は、校内の専門家との情報共有に加えて、個別の相談ケースに対するコンサルテーションを強化し、チームでの対応・支援、外部連携が充実していくことを期待する。

イ 自死予防教育

思春期の子どもたちは悩みを友人に相談することが多く、友人同士のつながりを通じて SOS のサインが顕在化する可能性も高い。そのため、生徒が、自身が抱える苦しさや困り感、危機的状況に陥っていることに気づき、援助を求めることができるようになること、そして、友人の危機的な状況に気づいたり、相談されたりした時に、適切に対処できる(寄り添い、話に耳を傾けて、信頼できる大人につなぐ)ようになることを目指した自死予防教育を実施していくことが求められる。このような自死予防教育を効果的に実施するためには、文部科学省の「自他の命を大切にすることを育む教育支援に向けて」にあるような下地作りが重要である。

加えて、「命を大切に」というメッセージを送ることは、いじめや虐待といった心身の暴力に曝された自死のリスクが高い子どもにとっては、時に残酷なものとなり、精神的な負担を与える可能性がある、多くの専門家が懸念を示している。実際、生徒は、「大切ならば、どうして自分はこのように目にあうのか」と混乱し、相談するどころではなくなってしまうことも少なくない。そればかりか、「自分だけなのか」と孤立感を高めてしまうリスクもある。自死は被暗示性があるため、自死に関して深く取り扱うことは控えることが望ましいという指摘がある中で、上記「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」では、「子どもに必要な自殺予防の知識」として、

- ① ひどく落ち込んだときには相談する
- ② 友達に「死にたい」と打ち明けられたら、信頼できる大人につなぐ
- ③ 自殺予防のための関係機関について知っておく が挙げられている。

本件事案発生後、様々な講演会が開催されているが、主な内容はいじめに関する内容や生き方、リーダーのあり方に関する内容が講演会形式で行われている。

また、校内でも校長の特別授業が実施されている。この授業は、いわゆる「いのちの大切さ」を主題とした学習であったことがうかがえるが、上記のような専門家の懸念にもある通り、自死についてハイリスクな状況にある、あるいは、心身の苦痛を抱える生徒にとって、「いのちの大切さ」を一方向的に強調される教育は、このような生徒を精神的に追い込み、さらなる苦痛を与える可能性もある。また、死別体験をしたことのある生徒や、直近で死と向き合うような体験をした生徒にとって、自死予防や命の尊厳に関する授業は、慎重な配慮が求められる。特に「生きているだけですばらしい」といったメッセージは、苦しさを抱える生徒にとっては受けとめが難しい内容も含まれる。

教育的側面から見ても、このような繊細な内容を扱う講演会形式や特別授業は、単に実施するだけでは不十分である。その実施に当たっては、事前のきめ細かなアセスメント、

内容の丁寧な検討、そして授業後の継続的なフォローアップまで、慎重かつ周到な準備と実施体制の確立が不可欠である。これが不足した場合、苦しさを抱えていたり、死別体験があったりする生徒に対し、適切なケアが行き届かず、かえって精神的な負担を増大させる可能性も懸念される。したがって、自死予防や命の尊厳に関する授業を実施する際には、十分な準備とフォローアップ体制の確立を前提とし、生徒個々の状況への最大限の配慮をもって臨むことが強く求められる。

この点について、文部科学省「子供に伝えたい自殺予防」では、子どもを対象とした「自殺予防教育」の実施に関して「予想外の危険な事態が起きないようにする十分な準備が必要であること」についての理解の必要性が記されている。自死予防の準備段階としては、いじめ予防策で示したアプローチが有効である。具体的には、本章2-(2)で述べたような校内の相談体制整備や、生徒が気軽に相談できる環境づくりが不可欠である。また、本章2-(1)に挙げたソーシャル・エモーショナル・ラーニングを通しいじめ予防教育と同様に、自死の予防に必要な教育を、その下地作りとして実践していくことが重要である。

このような準備と下地作りを行った上で、実際に自死予防に焦点を当てた教育を実施する際は、価値観を一方向的に押し付けるような教育とならぬよう、そして死にたいくらい苦しい思いを抱えている生徒を適切に支援できるよう配慮することで「有効な自殺予防教育」となることも記されている。内容についても、苦しきや辛きを抱えたときの対処方法や支援機関について学ぶようなものが望ましい。

そのために必要なこととして、「①関係者間の合意形成 ②適切な教育内容 ③フォローアップ体制の整備」の3つを挙げている。まずは校内、そして保護者等との合意形成が必要となるだろう。教職員が自死や自死予防に関する知識を身につけ、校内組織内もしくはプロジェクトチームを立ち上げて教育内容を検討していくことが求められる。③のフォローアップ体制はもちろん、子どもの実態に合わせた自死予防教育につながる取組を実施するために、日々の健康観察や教育相談アンケート、生徒の観察といったアセスメントを通して生徒及びクラス(学年)の実態を把握するといった事前の取組も欠かせない。当該学校の実態に応じた取組が実施されることを期待する。

上記、自死予防につながる教育の実践前の実態把握と重なるが、心の健康を育むには「困ったときは相談してほしい」という援助希求力や、友達に死にたいと打ち明けられたら信頼できる大人につなぐ、というゲートキーパーとしての役割といった、子どもの力に頼るだけ、厳しい言い方になるが子どもに責任を押し付けるようなことをしてはならないことも申し添えたい。

ウ 生徒と教職員との日ごろの関係づくり

アンケートや個別相談(面談)の機会を設けることに加えて、教職員から雑談を含めた日頃の観察や積極的な声かけをすることで、子どもの変化に気づく準備をすることが欠かせない。この取組は、子どもたちが困った時に相談するきっかけにもなりうるし、変化を感じた大人側の声のかけやすさにもつながる。

本件事案発生後、相談窓口が設置されているが、「威圧的な先生が多い」「部活動は強化部しか楽しめない学校」といった意見が生徒から出されている。これは、助けを求めても耳を傾けてもらえるのか、助けようとしてくれるのかという不安や学校や教職員への不信感を表現しているとも読み取ることができる。

生活面での指導が必要な場面もあるが、日常のさりげない、部活動以外の活動の場(学級の係や委員会、学校行事での取組等)に関しても、生徒の自尊感情や自己効力感の源となるような、生徒の取組を認めるコメントや反応を示し、生徒と教職員との温かい関係を築くことが重要である。

(2) 危機対応

ア 教職員研修

文部科学省の「教師が知っておきたい子どもの自殺予防(平成21年3月文部科学省)」の中にも記されているとおり、「死にたいと訴えられたり、自分の身体を傷つけていたりすることがわかったら、それを決して軽視しないこと」が、死にたい思いを打ち明けた子どもへの対応の基本である。

同資料では、「教師自身が不安になったり、その気持ちを否定したくなって、安易に『大丈夫、頑張れば元気になる』などと安易に励ましたり、『死ぬなんて馬鹿なことを考えるな』などと叱ったりしがち」だと指摘している。また、そのような対応では、「せっかく開きはじめた子どもたちの心が閉ざされてしま」うとも指摘されている。そのため、そうした事態を避けるべく、TALKの原則に基づいた対応が求められていることも、当該資料に明記されている。

- T(Tell): 言葉に出して心配していることを伝える
A(Ask): 「死にたい」という気持ちについて、率直に尋ねる
L(Listen): 絶望的な気持ちを傾聴する
K(Keep safe): 安全を確保する

また、自死のサインについても、自死があった直後に「そういえばあの時…」「今思えば…」と語られることがあり、日常的にありがちなことでも、特に「自殺の対人関係理論」に当てはまるが多かったり、過去の自殺企図・自傷行為歴や喪失体験、ソーシャルサポートの不足(孤立感)など自死につながりやすい「自殺の危険因子」が重なったりしている生徒であれば、言動の変化やいつもと違う様子といったものを注意深く見守り、総合的に見立てて対応していくことが求められる。

本件事案に関しては、対象生徒が死にたい思いを話した際に、顧問は対象生徒を励ますような言葉をかけている。これは、自死予防の観点から適切な対応とは言えず、その後の継続的な支援や、専門家へのつなぎ等も行われていない。また、学校が対象生徒の自死後に教職員に行ったヒアリングで、対象生徒の自死について「変わった様子はなかった」「まったく気づかなかった」という教職員の言葉が聞かれ、対象生徒と学校内では近い

距離にいた教職員がサインに気づくことがなく、「今思えば…」という形でサインと思われる言動・様子について振り返る発言もなかった。

自死の背景には、様々な要因が重なっており、特に子どもの自死は衝動性が高いとされる。大人から見ると「10代にありがちな悩みである」「大人になれば小さなことだったと思うようになる」などと、些細なことと捉えてしまいがちなことが自死につながるほどの深刻なものとなることも少なくない。そのため、学校現場にいる大人である教職員が、前述した自殺の危険因子や、心身の健康、安定した社会生活、支援の存在といった自死を防ぐ因子と言われている防御因子、自死を考えるほどの苦しみの背景(心理状況、取り巻く環境等)を理解したうえで、積極的に声をかけること、加えて、死にたいほど苦しい状況にある生徒の心情を理解することに努めながら適切に対応することが求められる。

また、これまでの研究では、「自殺に至った若者の多くは、事前に何らかの兆候やサインを示していた」ことが指摘されている。自死直前になると、サインが減ったり消えたりすることもあるが、本件事案においても死にたい思いを口にする以外にも兆候が見受けられた可能性が高い。

本件事案発生後、学校が、生徒が様々な形で助けを求められるようにツール環境の構築にも力を入れていることは、自死予防の取組として有用である。一方で、教職員を対象とした自死予防に関する研修が、本委員会で確認できた範囲では令和5年3月に一度開催されたのみである。自死予防においては、外部の専門家(大学教員、地域の支援機関の担当者等)を招いた講演会などの機会を有効活用しつつも、それに限定せず、教職員が自死予防について学び、深く考えるための機会を、学校として少なくとも年に1度は定期的に設けるべきである。その際には、SCやSSW等、学校内の専門職が中心となって研修を企画・実施することも有効である。

また、自死に限らず、心理的な苦しさや困り感を抱える生徒のサインに気づく力や、支援や対応に役立つ知識やスキルを習得し、生徒理解も含めた生徒へのまなざしやコミュニケーションをとる際の姿勢・態度を身につけるような研修の機会を設けることが有用である。教職員が生徒の支援者として、そしてゲートキーパーとしての役割を果たすことができるよう、そしてチームで生徒を支援することができるような研修を実施することが、生徒理解と自死予防には不可欠である。これについては、生徒と関わる時間が多い教職員のみでなく、外部コーチ等の生徒との関わりが密な大人も参加することが望ましい。

ただし、「支援」と言っても、教職員が精神科医やカウンセラーといった専門家が行うような対応を行ったり、校内だけで支援が完結するような体制を構築したりすることが目的ではない。教師としての役割や責任の範囲を認識し、自死の危険が迫っているときは、専門的、かつ適切な治療を受けられるよう支援できるような学びの機会を設けることも重要である。校内、そして外部との連携の必要性も踏まえた研修を実施し、教職員のスキルアップを目指すものである。

加えて、苦しい思いを抱えた生徒を支援する教職員等のメンタルヘルスケアも重要である。ストレスチェック等(集団分析)を活用しながら職場環境を整えていくこと、労働者の多くがストレスを感じている対人関係面についても、職員間の良好な関係の構築や維

持ができるような取組も枢要であることも申し添えたい。

イ チーム対応

「教師が知っておきたい子どもの自殺予防(平成21年3月文部科学省)」によると、自死の危機に備えて危機対応チーム(管理職、生徒指導や教育相談の担当者、学年主任、保健主事、養護教諭、SC 等)を組織しておくことの重要性が記されている。自死の危険が高まったり、自死未遂が生じたりした場合には、危機対応チームのメンバーに生徒との関わりが密接である担任や部活動顧問等を加え、誰が子どもや保護者と直接関わるのが適切かを見極め、そのキーパーソンを中心にチームとして対応していくことが求められる。

本件事案では対象生徒及び保護者からいじめの相談を受けた顧問が一人で対応しており、養護教諭や SC との連携はなされなかった。また、家庭背景の複雑さが窺えたが、それに対する生徒の精神的負担に対する支援や専門家・専門機関との連携はなされなかった。

本件事案後は、前述したとおり SC が 2 名体制・各週 2 日勤務となり、生徒の心理面の支援について教職員が専門家に助言を求めることができる機会が増えている。加えて、SSW が新規配置されたことで、福祉的な視点による環境面への支援についても専門的な助言を得られる体制の構築を図っている。

これにより、生徒の心理面の支援はもちろん、多くの専門家が言及している『「死にたい思いを抱える生徒』の家庭』への支援も行うことができる体制となっている。教職員間のチーム形成に加え、保護者も保護者だけで子を支えようと孤立することを防がなければならない。生徒及び家庭への支援が行きわたるよう、多角的な意見交換が活発化することと、積極的な連携が期待される。

(3) 事後対応

自死という危機的な出来事が学校コミュニティで発生した場合、児童生徒らは心身に様々な反応を示すことから、その反応が長期化・重篤化するのを防ぐため、適切な時期での緊急対応が極めて重要となる。当該学校においては、自死発生直後の緊急対応として、SC 及び学校が要請した派遣 SC の専門家のもと、学校コミュニティへの「緊急支援」が行われた点は評価できる。緊急支援とは、学校というコミュニティが生じた児童生徒らの多様な反応を適切に受け止め、学校本来の機能を回復するための活動である。

しかし、当該学校における緊急対応では、以下の点において課題が認められるため、改善を要する。

第一に、保護者への情報提供の内容と時期の改善である。生徒に対しては、事実の伝達に加え、アンケートや個別面談といった直接的な心のケアが迅速に行われた。一方、在校生徒の保護者への連絡の内容は、事実や当該学校で取り組んだことに留まり、カウンセリングの案内はあったものの、保護者が自宅で子どもと適切に接し、支えるためのアドバイスが不足していた。具体的には、「突然のショックな出来事に対する子どもたちの様々な反応(身体的、情緒的、対人関係など)」「そうした子どもの反応への保護者の適切な見守り方や関わり

方、注意点」これらの反応は異常ではなく、大きなショックを受けた際に起こる一般的な反応であること」といった心理教育的な内容を盛り込むべきであった。特に、本件事案では遺族の心情を考慮し、対象生徒と同じ部活動に所属していた保護者会の開催が約1週間後となったが、このような状況においてこそ、より早い段階で、保護者が自宅でどのように子どもを支えるべきかに関する具体的な情報提供を行うべきであった。

第二に、遺族への継続的な配慮と同校に在籍するきょうだい、自死の影響が大きいと思われる生徒への支援である。学校による事案へのアンケート調査や基本調査等が進むにつれて、遺族と当該学校との信頼関係が損なわれ、学校コミュニティ内で分断が生じ始めたように見受けられる。このことは、当該学校が遺族の心情や置かれた状況への配慮を欠き、情報提供やコミュニケーションが不適切であったこと、また、調査対象となった生徒やその周囲の生徒・保護者といった特別な配慮を要するコミュニティ構成員への継続的支援が不足していたことに起因すると考えられる。

まず、遺族に対しては、自死直後の諸事に追われ、心労も重なる時期における連絡内容の整理や、保護者会開催等に関する丁寧な打診と日時調整に加え、その後の調査の進捗報告、関係教職員に関する情報提供など、当該学校の行動について常に遺族の意向を十分に確認し、心情に寄り添った丁寧な打ち合わせと、不誠実と受け取られない情報提供のバランスが求められる。

次に、遺族を含め、調査のヒアリング対象となった部員やその部員と近い関係にある生徒、あるいはその保護者といった特別な配慮を要するコミュニティの構成員に対し、心身の健康状態を把握し、継続的なケアやSCへの接続を含めた支援を行うべきである。特に、自死の原因に関する噂や情報が流布する中で、これらの影響を受けた人々の精神的な負担の軽減や、生徒間のコミュニティを守ること、調査に関わる生徒もそうでない生徒も、可能な限り安心して学校生活を送ることができるよう学校として積極的にアプローチし、支援を継続することが重要である。教職員は日頃から生徒や保護者との良好な関係を構築し、学校内の状況を察知できるよう努める必要があり、万が一に備え、校内で支援体制を事前に検討しておくことが望ましい。

7 学校全体のガバナンス強化と持続的改善の仕組み

(1) 追試験や補充指導のルールの特明確化と共通理解

本件事案に関連する学業管理の課題は、①定期試験で欠点の科目があった場合の追試験回避のための学習課題と、②部内で実施されていた「欠点ノート」(定期試験の問題と解答をノートに3回ずつ書き写す)という独自のルール(ペナルティー課題)の2点が挙げられる。

まず、定期試験後の追試験回避のための学習課題については、「単位の修得の認定」に関わる事項である。「高等学校学習指導要領(平成30年告示)解説 総則編」(平成30年7月文部科学省)によると、「各学年の課程の修了の認定を弾力的に行うよう配慮すること」が求められている。具体例として「特定の学年における未修得単位が一定範囲内であれば、後日、補充指導や追試験によって未修得の各教科・科目を修得することを条件として、次の

学年に進級させる」ことなどが挙げられており、定期試験によって単位の修得ができなかった場合、補習指導や追試験による弾力的な対応が可能であることが示されている。

一方で、学習評価については、同指導要領解説において「学習評価の妥当性や信頼性が確保されていることが重要」であり、学習評価の「評価規準や評価方法等を明確にすること、評価結果について教師同士で検討すること」などが示されている。また、「学校が保護者に、評価に関する仕組みについて事前に説明したり、評価結果についてより丁寧に説明したりするなどして、評価に関する情報をより積極的に提供し保護者の理解を図ることも信頼性の向上の観点から重要である」としている。

次に、ペナルティー課題については、「運動部活動での指導」に関わる事項である。運動部活動のガイドラインによると、運動部活動は「生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこと」が重視されており、「生徒の人格を傷つける言動や、体罰は、いかなる場合も許されない」ことが示されている。どのような行為が体罰に当たるかについては、「当該児童生徒の年齢、健康状態、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的及び時間的環境、懲戒の態様等の様々な条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある。この際、単に、懲戒行為をした教員等や、懲戒行為を受けた児童生徒、保護者の主観のみにより判断するのではなく、諸条件を客観的に考慮して判断すべきである。」と述べられている(平成 25 年文部科学省)。その中で、「体罰等の許されない指導と考えられるものの例」には、以下のような項目が挙げられている。

① 殴る、蹴る等。

② 社会通念、医・科学に基づいた健康管理、安全確保の点から認め難い又は限度を超えたような肉体的、精神的負荷を課す。

(例)

・長時間にわたっての無意味な正座・直立等特定の姿勢の保持や反復行為をさせる。
・熱中症の発症が予見され得る状況下で水を飲ませずに長時間ランニングをさせる。

・相手の生徒が受け身をできないように投げたり、まいったと意思表示しているにもかかわらず攻撃を続ける。

・防具で守られていない身体の特定の部位を打突することを繰り返す。

③ パワーハラスメントと判断される言葉や態度による脅し、威圧・威嚇的発言や行為、嫌がらせ等を行う。

④ セクシャルハラスメントと判断される発言や行為を行う。

⑤ 身体や容姿に係ること、人格否定的(人格等を侮辱したり否定したりするような)な発言を行う。

⑥ 特定の生徒に対して独善的に執拗かつ過度に肉体的、精神的負荷を与える。

上記には該当しなくとも、社会通念等から、指導に当たって身体接触を行う場合、必要性、適切さに留意することが必要です。

当該学校では、定期試験で単位が未修得とされた科目があった場合、一部の教科担当教員から追試験回避のための学習課題が与えられるなど、追試験や補充指導などの対応が教員間で統一されていなかった。加えて、一部の部活動ではペナルティー課題(部では「欠点ノート」)が課されていた。これらの学習課題に対して、担任や教科担当教員の間で、課題内容や課題量の把握が十分になされていなかった。また、こうした学習課題はどの生徒においても一律に課されており、生徒一人ひとりの実態に即した指導が行われていたとは言い難い。

本件事案発生後、当該学校では追試験回避のための特別な補充指導を一切禁止し、追試験の対象生徒への指導の徹底を図っている。また、ペナルティー課題についても、本件事案の基本調査後に、懲罰的な活動の禁止を全教職員に周知している。さらに、本件事案後に提出された学校調査報告書の提出後には「生徒への生活指導によるガイドライン」として、体罰(暴言)の厳禁・部活動指導での注意などを記載し、年度当初の職員会議で確認を行っている。

定期試験で単位が未修得となった生徒に対する追試験や補充指導などのいわゆる救済措置については、上述のとおり弾力的な対応が認められている。一方で、「欠点ノート」は、部顧問が課題の内容や量などを独断で決定して行っていることから、単位修得のための補充指導とは言い難く、一定程度の肉体的、精神的負荷を課す懲罰的な機能を有していると考えられる。当該学校では、本件事案発生後から追試験や補充指導の改善に努めている。今後も、こうした取組が継続的に行われ、効果的な学習支援が提供できるように以下の施策について助言・提案する。

ア 追試験や補充指導のルールの特明確化

定期試験で単位が未修得とされた科目があった場合の追試験や補充指導の運用ルールを定める。このルールを全教職員で共有し、科目や教職員間での共通理解を図る。もちろん、生徒一人ひとりの個人差や実態に応じて柔軟な対応を行うことは、必要な配慮事項である。そのため、追試験や補充指導に関する評価結果や実施方法、及び個に応じた柔軟な対応の在り方については、学習指導担当を中心に、定期的に教職員間で検討・協議してもらいたい。これらの単位修得の基準や追試験、補充指導のルールについては、生徒や保護者に不公平感を抱かれないように、年度や学期ごとに丁寧な説明を行い、生徒や保護者からの理解を得ることも重要である。

イ 生徒の実態を踏まえた指導

学業成績は、①身体的要因(視覚障害、難聴、運動機能障害あるいは心臓病等で授業が十分に受けられなくなるため)、②性格的要因(神経質、不安傾向、情緒不安等で集団学習が困難なため)、③家庭的要因(両親の離婚・別居、家族の長期入院、貧困等で、物理的・精神的に学習に支障をきたすため)、④学校要因(学校運営、学級経営、教師との関係、友人関係等に問題があるため)など多面的な要因が関連している(速水敏彦「心理学辞典」)。そのため、学習の遅れがちな生徒については、多面的なアセスメント

を行い、生徒一人ひとりの実態に即した指導内容や指導方法を検討し、適切な支援を行う必要がある。

ウ 効果的な学習支援体制の整備

単位修得が難しい生徒がいた場合は、教科担当や学習指導担当が中心となって、あらかじめ定められた追試験や補充指導のルールをもとに、個々の実態に応じた学習支援を提案する。その際、必要に応じて部活動顧問と協力し、追試験や補充指導が完了するまで、部活動の参加を減らすなど、単位修得に専念できる環境整備及び配慮を行う。

(2) 提言全体の実効性確保と持続的改善

これまでの提言を確実に実行するためには、学校長のリーダーシップが重要となる。「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について」(平成27年中央教育審議会)においても、学校の複雑化・多様化する課題に対して「校長のリーダーシップの下、学校のマネジメントを強化し、組織として教育活動に取り組む体制を創り上げるとともに、必要な指導体制を整備することが必要である」としている。特に、本件事案のような学校危機対応においては、学校長を含む管理職の主導による体制整備が求められる。「生徒指導提要」(令和4年12月文部科学省)では、学校危機に迅速に対応し、被害の最小化と早期回復が図られるように、事件・事故や災害が起こる前の「リスクマネジメント」と発生後の「クライシスマネジメント」の必要性が説明されている。「リスクマネジメント」においては、①危機管理マニュアルの整備、②危機対応の実践的研修、③日常の観察や未然防止教育等の実施、「クライシスマネジメント」では、①初期段階の対応と早期の介入、②中・長期の支援、③再発防止への取組が示されている。

本件事案発生前の、旧学校基本方針においては、いじめ等に対する組織的な対応について、「いじめが認知された場合、ただちにいじめを受けた生徒やいじめを知らせた生徒の安全を確保し、問題解決及び再発防止をはかる。」との記載にとどまっていた。また、学校が策定した危機管理マニュアルでは、不審者、防災、防震、台風の対応に関する対応のみが記載されていた。

このように、本件事案に関連するいじめ、性暴力、自殺(自殺の危険の高まりを含む)に関する具体的で実効的な対応が明示されておらず、教職員の理解が全く得られていなかった。そのため、令和元年6月に生徒自らいじめの被害と希死念慮を部活動顧問に伝えたにもかかわらず、部活動顧問の独断で学校への報告を見送り、部活動内での事後対応を行ってしまうこととなった。これらは組織対応のルールが明確に示されていないとともに、組織的な対応の重要性が教職員間に浸透していなかったことが要因であったと考える。

学校調査報告書では、いじめを生まないための取組における教職員「三つの覚悟」の中に、「③自分の考えや意見を自由に言い合える職場の空気をつくる。年齢・経験・立場・役職そして所属を越えた、生徒のためになる考えや意見を誰しもが自由闊達に発言し合う。」という教職員の指針を示した。また、同調査報告書の生徒支援の在り方では、部活動内で起こ

たいじめや人間関係上のトラブル、生活指導上の問題を、「部活動内で片づけない。生徒指導部や学年、管理職に相談する。特に、「命」に関して訴えた生徒についてはリスクが高いことを心に刻み、学校と家庭で連携をして継続的に見守りや情報交換を行なう」ことが示され、学校における組織的な対応に対する教職員間の共通理解が図られた。

さらに、具体的な対応については、令和6年に「いじめが背景に疑われる重大事態対応マニュアル(生徒が自殺を企図した場合)」を作成した他、新学校基本方針においていじめ対応の基本的な流れの明示などが示された。加えて、本件事案発生以降の改善策に対する実施状況や成果を評価し改善につなげるための組織として、企画委員会・運営委員会、いじめ対策特別委員会を位置づけた。

学校調査報告書で示された取組に基づく対応フローの作成などの改善については、一定の評価ができる。引き続き、教職員が適切な対応を確実にできるような施策を提案してもらいたい。特に、早期対応(初期対応)については、いじめに限定せず、生徒の性被害が発覚した場合や希死念慮を示すなど自殺の危険が高まった場合などの対応についても、具体的な方策を示す必要がある。

こうした取組に関する組織対応のルールを明確に定めた上で、それらのルールを教職員に浸透させるには、学校管理職のリーダーシップが重要となる。校長のリーダーシップにより、学校のマネジメント強化を行い、組織的に取り組む体制づくりと、必要な指導体制の整備が必要となる。そこで、以下の提言・提案を行う。

ア 実効的な対応マニュアルの作成

新学校いじめ防止対策基本方針では、いじめが起きた場合の対応が示された。しかし、本件事案の結果を踏まえると、その他の問題に対する対応を明確に示すことも必要であり、対応マニュアル(フロー)の作成が考えられる。対応マニュアルの作成においては、「いじめの未然防止・早期発見・早期対応の手引き【改訂版】(令和3年福岡県教育委員会)」などが参考になる。また、「学校で性暴力被害がおこったら一被害・加害児童生徒が同じ学校に在籍している場合の危機対応手引き一」(平成22年 田口奈緒)では、学校で性暴力被害が起こった場合の具体的な対応をタイムラインにまとめている。さらに、「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」(平成21年文部科学省)では、自殺の危険が高まった場合、及び自殺未遂への対応の流れが示されている。

いじめ、性暴力、自殺(自殺の危険の高まりを含む)への対応は、共通する部分が多い一方で、特に外部機関・及び外部関係者との連携においては、事象ごとに異なる。当該学校は学校の実態を踏まえて、さらに教職員が実効的に対応できるマニュアル(フロー)の作成を進めてもらいたい。

イ 取組の明確化と具体化(重点目標及び年間指導計画への位置づけ)

本件事案に対する発達支持的生徒指導と未然防止教育を実現するためには、適正な年間指導計画の作成が不可欠である。年間計画の作成に当たっては、生徒指導の目的

である社会の中で自己実現を果たすことができる資質・態度や自己指導能力の育成という視点を踏まえる必要がある。また、作成する年間計画の中には、関連する教職員研修を位置づけ、全教職員の共通理解のもと、粘り強く組織的な指導・援助を行っていくことが大切である。そのためにも計画の作成段階から全教職員が参画し、全校体制で推進していく意識を高めたり、計画の中に担当部署や担当教職員名を明記するなど、教職員一人ひとりに当事者意識を喚起できる工夫を図ることも求められる。

また、こうした取組が今後も継続的に行われていくように、学校の教育目標と関連づけた重点目標に設定することも考えられる。

ウ PDCA サイクルに基づく改善・修正

本件事案発生後に位置づけられた企画委員会・運営委員会、いじめ対策特別委員会を中心として、今後進められる取組や体制が効果的なのかどうか、定期的に点検し、振り返りとともに継続的に改善を図ることが重要である。こうした PDCA サイクルによるマネジメントを行うためには、管理職が明確なビジョンを提示すること、定期的なモニタリングを行うことが重要である。児童生徒や保護者、教職員からの情報を収集し、継続的な適切な評価・改善を行うことが求められる。

また、教職員に対しても、取組や職場環境に対する意識調査を行い、生徒指導体制の整備やその充実のための情報として活用することも大切である。

エ 管理職の危機対応への強化

学校の教育目標を達成するためには管理職のリーダーシップが重要なことは言うまでもないが、特に、生徒の自殺を含む学校危機に直面した際には、管理職の果たす役割は大きくなる。それは、学校危機の発生頻度は少なく、実際に事後対応を経験した教職員が少ないからである。

そのため、管理職は危機対応に関する一定の知識を備えておくことが望まれる。危機対応に関する最新の研修受講や、関係機関が公開する緊急対応の手引きなどの関連資料から対応の流れやポイントを把握しておく必要がある。これまでに引用した資料の他に、「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」(文部科学省、平成22年)、「学校における性暴力事案対応マニュアル」(福岡県、令和6年)などは、学校に準備し、常に閲覧できるようにしておくことも求められる。